

今月号から情報提供のスタイルを変更いたしました。

当コンサル事務所として約3年前までは、【産廃コンサル】『草の根通信』を不定期ですが地道に発行しておりました。

その後現在まで休刊状態でした。今回の引越しを機に再度の発行をするに至りました。

タイトルは『PART II』。

### 今月のテーマ

#### 「不用品と廃棄物の区別について」

#### (1) 不用品＝廃棄物ではない。

廃棄物処理法では、廃棄物の定義はされているが、不用品の定義はない。

唯一の説明としてあるのは、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人有償で売却することができないために、不要になったものをいい・・・」に限られる。

「不要になったもの」と「不用品」は厳密には意味が全く異なる。

#### (2) 循環型社会形成推進基本法の規定

廃棄物処理法の土台である法にて廃棄物処理等の優先順位が法定化されている。

- ①発生抑制→②再使用→③再生利用  
→④熱回収→⑤適正処理

この順位のうちで、廃棄物処理法上の廃棄物の扱いは⑤適正処理からです。最後の廃棄物は適正処理が義務付けられている。

すなわち不用品の順位は②と③である。

これら②③物の法的扱いは廃棄物には該当せず。資源物と位置付けられている。

#### (3) 専ら物との相違点と共通点

専ら物に該当する物（古紙、金属くず、ガラス瓶、古繊維）は不要物であり廃棄物に該当する。

廃棄物処理法制定の前から資源化リサイクルを生業としている廃品回収業者には許可取得を免除している。不用品回収業者が兼業しているケースは比較的多い。

#### (4) 廃棄物を譲り受ける際にかかる輸送費の取り扱い。

（逆有償でも廃棄物の扱いをしないことを容認した通知）

規制改革・民間開放推進3ヶ年計画通知（平成17年及び平成25年）

その中で関連する重要事項は

#### 第四 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取り扱いの明確化（全文記載）

①産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱、若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲りうける者へ引き渡す場合においては、引き渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引き渡しに懸る事業全体において引き渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲りうける者が占有者となった時点以降については廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。

#### (5) 廃棄物処理の概念が変化。

日本における廃棄物処理の概念、目的は変化している。当初（1970頃）は衛生的処理であり、法律の大幅改正（1991）にて環境保全に重点が移った。

前回の大幅改正（2011）では資源化リサイクルを柱にした内容となった。

資源循環基本法により、資源化リサイクルが重点課題となったが、既存の法令、役所組織は旧態依然のまま。役所の組織名が資源循環推進部になっても中身は従来通り。

河野太郎大臣の規制改革に期待したい。

以上

